

内閣参質二〇八第六三号

令和四年六月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員塩村あやか君提出動物の車内放置事案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員塩村あやか君提出動物の車内放置事案に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「車内への動物の置き去り」、「虐待や放置等による命の危険が予見できる状況」及び「車内に放置され衰弱しているなど命の危険が差し迫っている動物」の具体的な状況、「所有者の許可なく、緊急的に保護」する主体並びに「可否」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難である。